

# ハラスメントなく、安心して子を産み育て、 働き続けられる社会へ導く 最高裁判所の判決を！

[日時] ▶▶▶ 3月13日(金) 18:30~20:30

[会場] ▶▶▶ 東京都南部労政会館 第5集会室

大崎駅から徒歩5分 東京都品川区大崎 1-11-1  
ゲートシティ大崎 ウェストタワー2階

正社員の地位を求めて闘ってきたマタハラ裁判の高裁判決は、正社員の地位を認めないばかりか、地裁の判決を覆し、労働者の「命綱」ともいえる録音行為などを理由として雇止めを有効としました。その上、提訴記者会見の原告発言内容を名誉棄損と認め、55万円の損害賠償を支払えという稀にみる不当判決です。

労働者の自己防衛手段である録音行為が雇止め理由とされ、記者会見が名誉棄損とされる判決は、育児中の労働者のみならず労働者全体の権利行使を妨げ、今後の労働運動の手足を縛り、国民の知る権利であるメディア報道の在り方に重大な悪影響を与える内容で、到底許されるものではありません。

今後、最高裁に向けて公正な判決を求める声を大きくしていくための集会です。ぜひご参加ください。

## <集会内容>

- 経過報告
- 最高裁上告のポイント（弁護団）
- 問題提起 浅倉むつ子先生（法学者）
- ハラスメントと闘う当事者発言、他



## <主催>

- ・妊娠・育児によるハラスメントをなくす会
- ・原告弁護団

<後援> 日本労働弁護団

## <問い合わせ>



女性ユニオン東京

[info@w-union.org](mailto:info@w-union.org) / Tel&Fax 03-6907-2020

170-0011 東京都豊島区池袋本町 4-6-3

メゾン孝 203